

千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所が女性の活躍推進に資する取組みを実施し、又は計画するに当たり専門家の助言及び指導を必要とする場合に、市が当該専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、男女が共に働きやすく、多様な人材が能力を生かすことができる職場環境整備を図ることを目的とする。

(派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣を受けることができる事業所（以下「対象事業所」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を置く企業、一般社団法人、一般財団法人等
- (2) 労働関係法令を遵守していること及びその他の法令上又は社会通念上ふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (3) 女性の活躍推進に取り組んでいる、又は取組みを予定していること。

(支援内容)

第3条 アドバイザーは、対象事業所に対し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 女性の活躍推進に関する現状調査及び分析
- (2) 女性の活躍推進のための意識啓発、助言指導及び法律等の情報提供
- (3) 職場環境整備に向けた提案
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
第8条第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に向けた助言及び指導
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による認定に向けた助言及び指導
- (6) 多様な働き方の実践のための取組みに係る提案
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(アドバイザー)

第4条 アドバイザーは、社会保険労務士資格を有し、適切な助言及び指導ができる者とする。

(派遣申込み)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする対象事業所は、千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣申請書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

(派遣決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣することを決定したときは、当該対象事業所(以下「派遣対象事業所」という。)に対し千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣決定通知書(様式第2号)により、派遣しないことを決定したときは、当該対象事業所に対し千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣申請結果通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

3 前条の申請が多数の場合は、原則、予算の範囲内で、先着順により派遣対象事業所を選定するものとする。

(派遣回数)

第7条 同一の派遣対象事業所に対する派遣回数は、年度内5回を限度とする。

(結果報告)

第8条 アドバイザーは、事業が終了したときは、速やかに千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣業務完了報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。派遣が終了した後も、また同様とする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、派遣対象事業所が偽りその他不正な申請に基づき派遣の決定を受け、又は申請した事業以外にアドバイザーを利用したときは、派遣の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(派遣対象事業所の周知)

第11条 市長は、派遣対象事業所における女性の活躍推進のための取組内容等の周知に努めるものとし、派遣対象事業所は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣事業に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

千葉県女性活躍推進アドバイザー派遣申請書

千葉県長あて

事業所の所在地
事業所の名称
代表者職・氏名

千葉県女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、アドバイザーの派遣を申請します。

業種名 (該当業種 に○印)	1 農業、林業	2 漁業	3 鉱業、採石業、砂利採取業
	4 建設業	5 製造業	6 電気、ガス、熱供給、水道業
	7 情報通信業	8 運輸業・郵便業	9 卸売業・小売業
	10 金融業・保険業	11 不動産業・物品賃貸業	12 学術研究、専門・技術サービス業
	13 宿泊業、飲食サービス業	14 生活関連サービス業、娯楽業	15 教育、学習支援業
	16 医療、福祉	17 複合サービス事業	18 サービス業 (他に分類されないもの)
主な 事業内容			
常時雇用 する労働 者数	(内訳) ・正社員 人 (男性 人、女性 人) ・パート、契約社員 人 (男性 人、女性 人) ・派遣社員 人 (男性 人、女性 人)		
創業年月日 年 月 日	正社員の平均勤務年数 (※1) 年 月	就業規則 (※2) あり ・ なし	
支援希望 内容 (該当に ○印)	1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 7 項の規定による「一般 事業主行動計画の策定」に向けた助言及び指導 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定による「えるぼし認 定の取得」に向けた助言及び指導 3 その他 ()		
確認事項	□に✓をしてください。 ○労働関係法令を遵守しています。..... □ ○その他の法令上又は社会通念上ふさわしくないと判断されるような問題を起こしていません。..... □		
担当	部署	氏名	
	電話番号 FAX 番号	E-mail アドレス	

※1...任意記入項目 (必須ではありません。) ※2...就業規則がある場合は写しを添付してください。

様式第2号

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで提出された千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣申請について、下記のとおり派遣することを決定しましたので、千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支援内容
- 2 派遣回数
5回まで
- 3 その他

様式第3号

千 年 第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣申請結果通知書

年 月 日付けで提出された千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣申請について、下記の理由により派遣できないことを千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号

年 月 日

千葉市長 あて

アドバイザー名

千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣業務完了報告書

千葉市女性活躍推進アドバイザー派遣の業務が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

派遣対象事業所の 名称と所在地		
支援内容		
第1回	実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	実施内容	
第2回	実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	実施内容	
第3回	実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	実施内容	
第4回	実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	実施内容	
第5回	実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	実施内容	